## 令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その12工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業本梅工区区画整理その12工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和5年9月)」(URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、ほ場整備を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市本梅町西加舎地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 整 地 工	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期:令和6年3月11日から令和7年2月3日まで	
	(余裕期間:契約締結日から令和6年3月10日まで) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる	
	ものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1. 工程制限	1)支障物(電柱等)が存在するほ場については、支障物移設後に施工するものとする。 なお、支障物の位置は別添参考図面に示すとおりである。	

	内容		摘要	
			7,72	
1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、 気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンク リート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月28日~ 令和7年2月19日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更に より生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通 仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。				
	9			
本工事の施工場所の土質は、砂質土	と想定している。			
工事名	工期	備考		
令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和5年12月28日~	受注者:		
本梅工区整備工事	令和6年3月31日	(株)徳本組		
る。また、関連工事において、表土掘 削は施工対象外としているが、必要が	削及び表土集積を行うう 生じた場合は変更対象と	予定のため、表土掘		
		地域住民との協調		
するが、詳細については、監督職員 2)本工事周辺の道路、水路、家屋等の走行速度を落とす等、既存施設にければならない。 また、工事の施工に際しては、隣よう、十分注意して施工するものと協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルがしなければならない。	と協議するものとする。 に近接して施工する場合 損害を与えないよう十分 接地権者及び関係者とト し、特別な対策が必要な 生じた場合は、受注者の	は、ブルドーザー 注意して施工しな ・ラブルの生じない は場合は監督職員と の責任において処理		
	本工事の作業可能日数は16日(月平・1)本工事におけるコンクリート工事気象の変動を的確に把握し、共通付別ート」としての施工を多来のよりを注着が想定している。なり生じる数量の増減は、設計変更した。まり生じる数量の増減は、設計変更した。とりを注着が1編1-1-5に基づき作成する。工事施工中に埋蔵文化財と思われる文化財の保護の措置に従い、のまた、大分主のと、の対策については、原則境界は、大き図り、工事の施工に際しているが、必要が、なお、表土集積箇所は別途監督職員といった。というのでは、原則境界は、大き図り、工事の施工は、原則境界は、大き図り、工事の施工は、原則境界は、大き図り、工事の施工は、原則境界は、大き図り、工事の施工は、原則境界は、大き図り、工事の施工は、原則境界は、大き図り、工事の施工は、原則境界は、大き図り、工事のでは、原則境界は、大き図り、工事では、原則境界は、大き図り、工事では、原則境界は、大き図り、工事では、原則境界は、大き図り、工事では、原則境界は、大き図り、工事では、原則境界は、大き図り、工事では、原則境界は、大きのを表した。また、大分をときる。なお受注者の表しては、降とはなければならない。また、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	本工事の作業可能日数は16日(月平均)と想定している。  1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するも気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定リート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、今和7年2月19日を想定している。なお、受注者の都合によるより生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工力仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなけ工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止のうえ、監督指示に応じなければならない。  本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。 本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事終、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければな工事名 工期 令和5年12月28日~令和6年3月31日  本工事の施工範囲は、埋蔵文化財調査に伴い、表土堀削を行る。また、関連工事において、表土掘削及び表土集積を行うう削は施工対象外としているが、必要が生じた場合は変更対象となお、表土集積箇所は別途監督職員が指示する。  騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、工事の適路、水路、家屋等に近接して施工する場合の走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分ければならない。また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者と同なければならない。	本工事の作業可能日数は16日 (月平均) と想定している。  1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月28日~ 令和7年2月19日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。  工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止のうえ、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。  本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。 本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。  本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。 本工事に応じなければならない。  工期	

項目			内容	<b>?</b>			摘
策	を直接既設水路に流さないよう心がけなければならない。また、施工中は極力濁水を発生させないよう注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策について変更する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。						
(4)保安対策	本工事において 1) 本工事に配置する2 (指導教育責任者講習 た者) であって、専門 2) 交通誘導警備員の配数に増減が生じた場合	習修了、指 目的な知識 2置は、下	定講習ま ・技能を 表のとま	ミたは、基 有する者 るりとする	本教育及び とする。 が、条件変	業務別教育を受け 更等に伴い誘導員	
	配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	
	府道天王亀岡線の進入 部	1名/日	1名	昼間	なし	道路取付工施工 時	
(5)現場内への 立ち入り制限 等			立ち入り	を制限す	るとともに	、必要な箇所には	
(6)交通対策	1) 工事用車輌は、工事 お、工事区域内の制限 2) 工事用車輌は主要資 出、飛散を防止しなけ 3) 工事用車両の運行に られた場合には、その このため、頻繁に工 は、事前にその路面状 責で道路を損傷した場 る。	速度は20l 資材の搬入 ればなら に伴い、一 対補修工事 に事用車両 決況等を記	cm/hrとで 搬出及で ない。 般道路等 こつにて の運行が 録してま	する。	時等におい 道路管理者 ことがある。 る工事現場 ばならない	て、車輌からの流 から修復等を求め 周辺の一般道路等 。なお、受注者の	
(7)防塵対策	本工事では、防塵対策議するものとする。	では想定し	ていない	<b>いが、必要</b>	が生じた場	合は監督職員と協	
(8) 早朝及び夜 間作業の禁止	労働災害及び騒音防止 らない。	この観点か	ら、原貝	川として早	朝及び夜間	作業を行ってはな	
(9)下流地区外 への農業用水 の確保	既設水路は、かんがいがあるため、撤去時期に 必要な場合は、仮設水路	こあたって	留意する	らものとす	る。また、	やむを得ず撤去が	
5. 環境配慮対策	本事業では、土地改良 への配慮を計画しており 境・景観へ配慮した工法 変更及び追加については	、生態系	及び景観 、変更及	見への配慮 とび追加す	に重点をお	いているため、環	
6. 関係機関との調整	関係機関との協議が未 が生じた場合は、設計変	-		「のとおり	であり、協	議結果に伴い変更	

項目		内容					
	対象施設	内容	協議者	協議成立予定			
	第24-1号支線道路	市道梅原2号線取付工	道路管理者	令和6年5月			
	第25号支線道路	府道天王亀岡線取付	道路管理者	令和6年5月			
	第25-1号支線道路	府道天王亀岡線取付工	道路管理者	令和6年5月			
	第25-1号支線道路	市道梅原2号線取付工	道路管理者	令和6年5月			
	第26号支線道路	市道森ノ上線取付工	道路管理者	令和6年5月			
第5章 仮設 1. 仮設水路 2. 工事用道路	い期間中の通水を確保 う必要が生じる場合は なお、かんがい期間	への農業用水は、既設水 としなくてはならない。ただ 監督職員と協議するものと は、令和6年4月から9月 測点NO.3~E.P)及び第24	だし、仮設水路 :する。 引上旬までを予知	により仮回しを行			
2. 工事/11/巨阳		事用道路として活用するこ					
		ザル垣崎として福用する。 ·力は下表のとおり想定し゛		-			
		ハな下裂のとおり芯定し 、監督職員と協議するも <i>0</i>		ㅗㅗ〃∵炟焖′鱸ㅗ←			
	運搬機種	コーン支持力値		持接地圧			
	ダンプトラック	1200 kN/m <sup>2</sup>		550 kPa			
第6章 工事用地 等 1. 発注者が確保 している用地 2. 工事用地等の	等」という。) は、 工事用地等について	、る工事用地及び工事施工 計画平面図上に示す施工章 「は、工事施工に先立ち、	色囲内のとおりで	である。			
使用及び返還3.受注者の裁量	発注者が確保してい	を行わなければならない。 る工事用地以外の用地を	受注者の裁量で	確保する場合は、			
による工事用地 等	文仕有の負性において	処理するものとする。	文山市初級重(				
		処理するものとする。 意力設備は、受注者の責任		しなければならな			

項目	内容						摘	
	2) 鋼材							
	鉄筋コン	クリート	用棒鋼 S	D295A SD345	JIS G 311	2		
	3) コンクリ	•						
		ートはレ	ディーミク	ウストコンク	リートとし	/、種類はか	てのとおりと	す
	る。		o			I a conse	I	٦
	種類	呼び強度	スランプ			セメントの種類	使用目的	
		(N/mm2)	(cm)	大寸法(mm)	C (%)	による記号	一般構造物	-
	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート	
	無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	一般構造物	]
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物	
	鉄遠重一合鏡管 硬硬舗アアそ分 第心圧筆流壁類 質質装ススの水 5) 6) 7) でか	クリート クリコン管 1種 550型 上に 上に 上に が ルトト 混合	フリューフ! マンチト管 リ 角落し ル管接手 トK-3 物 再生物	JIS JIS	S A 5372 S A 5372 S K 6741 S K 6743 S K 2208			
2. 見本又は資料 提出	を監督職員	に提出し	て承諾を得	オ料は、使用 身なければな ヽても監督職	らない。	·指示する場	•	等
	コンクリ	ート	Ī	計画配合表、詢	<b>大験成績書</b>			
	石材及び	骨材	Ī	試験成績書・料	位度分布表			
	鋼材			ミルシート				
		ート二次製		カタログ、試験	段成績書			
		塩化ビニル		カタログ	A . D.A.+ -+ 55			
	その他資	材		カタログ、試験	東成績書等			
3. 監督職員の検 査又は試験	い。なお、そ	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、 監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。						
		材料名		検査・試	験項目	時		
	管材			寸法及び外額	形状	搬入時抽出	検査	
	コンクリー	- ト二次製	品	寸法及び外観	肥狀	搬入時抽出	検査	

項目		内容		摘要
	石材及び骨材 (敷砂利用)	不純物混入程度	搬入時抽出検査	
	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	
第9章 施工 1.一般事項 (1)一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督服を確認し、工事期間中に障害い。 また、共通仕様書第1章第 土に伴う防災対策等について 2) 対象工区外から流入する 水路完成後は、同排水路を用 また、施工中に工区内で多 よう適切に排除するものとす 3) 生コンクリート打設後の3	戦員の立ち会いの上、三等が起きないよう施ニ 1節1-1-5に規定するが 記載しなければならな 非水は仮設排水路を用いて排水するものとす を生する地表水または っる。	工事区域周辺の用排水施設等 工計画を立てなければならな を工計画には、降雨並びに過 さい。 いて工区外へ排出し、支線排 る。 也下水は、施工に支障がない 見場内で行うものとする。な	
	お、発生する産業廃棄物は、る。 4)測量、施工及び耕作に支配ものとする。 また、工事完成時もしくに草類がある場合においても刈なお、刈り取りは設計変更の5)受注者は、任意仮設等にい。	章となる草類がある場合 は部分使用時に、ほ場、 」り取りを行うものとす D対象としない。	合は、事前に刈り取りを行う 畦畔、水路及び道路法面に る。	-
(2)施工図の作成	縮尺1/500の施工図を、参考 なお、完成時点の施工図に・ データで提出するものとする。			<u>.</u>
(3)基準点	本工事の基準点及び水準点に 途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データ			J
(4)地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区地 い。なお、地区境界にかかる 2) 境界杭については、工事が し、必要に応じて控杭等を認 3) 境界杭については施工完工 難な箇所や営農に支障となる るものとする。	ら資料は、別途貸与する 他工中においても移動し なけるものとする。 了時にすべて復旧する。	ら。 しないように留意するものと ものとするが、杭の設置がM	
(5)標準図面集	工事施工は、別添図面の他、 月)」(以下、「標準図面集」 なお、現地の状況等により、 議するものとする。	という。)により行う	ものとする。	
(6)検測又は確 認(施工段階	1) 本工事の施工段階確認は、 度については、監督職員の指			1

項目			内容		
確認)	2) 下表に示す以	外の工種は、自主検	査記録を確認する場合	があるので、	監督職
	員が求めた場合、	、これに応じなけれ	ばならない。		
	3) 遠隔確認の対	象工種については、	特別仕様書第10章(4	)工事現場等	の遠隔
	確認についての	1) により決定する	0		
	工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考
	表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画ほ場1箇所以上及	指示による	
			び表土厚の薄い現況ほ場		
	基盤造成	基準高	施工完了後 各計画ほ場1箇所以上	指示による	
	石礫除去	基盤面仕上がり状況	初期施工完了ほ場	指示による	
	掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による	
	νμισι	地耐力	軟弱地盤出現時	指示による	
		湧水状況	<b>湧水出現時</b>	指示による	
		地盤改良	改良深、幅、投入量	指示による	
	取合い工	既設構造物の撤去、取付け工	施工前、完了後	指示による	
	コンクリートブロック積(基礎コン、裏込	形状、寸法	初期施工段階で1箇所	指示による	
	含む)				
	二次製品水路布設	布設基盤状況(継手 部つぼ掘り含む)	初期施工段階で1箇所	指示による	
		止水材設置状況	初期施工段階で1箇所	指示による	
	鉄筋組立 (H>1.5m	かぶり	1スパン目鉄筋組立後	指示による	
	を越える桝、複数 スパン以上となる 現場打水路等)	中心間隔	以降、構造変更ごとに1 箇所		
	一筆取水工 一筆排水工	桝、取水管取付状況 排水桝畦畔転圧状況	初期施工ほ場で1箇所	指示による	
7) 中間技術検査	内容により、中間 1)発注者から監 合は従わなけれる 2)中間技術検査 出来形数量内訳 3)契約図書によ 及び工事報告書 術検査職員」と 4)技術検査職員	技術検査を行うもの 督職員を通じて、中 ばならない。 を受ける場合、あら 書を作成し、監督職 り義務づけられたエ 等の資料を整備し、 いう。)から提示を から修補を求められ	ける調査対象工事とな とする。 間技術検査を実施する かじめ監督職員から指 員へ提出しなければなり 事記録写真、出来形管 中間技術検査を命ぜら 求められた場合は従わった場合は従わった場合は従わなければ、	旨、通知を受 示する出来形 らない。 理資料、工事 れた職員(り なければなら ならない。	だけた場 /図及び F関係図 人下「技
8) 既設構造物 に対する措置	,		物を取壊し撤去する場 を受けなければならない		寸法に

						摘星
(9)設計図書等	本仕様書及び認	と 計図書等に明記な	き事項であっても、		び機能上当然具	.,
の充足	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		に報告しこれを充足す			
(10) その他	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	こ立ち、極力工区外	の排水は、これを遮	断し工区に	内への流入を防	
	ぐものとする。 なお、工事中	· に滞水が生じたと	きは速やかに排除した	なくてはな	<b>こらない。</b>	
			を乗務させ、走行回よう施工しなければな		るだけ少なくし	
2. 再生資源等の	1) 再生資材の利	III				
利用			用しなければならなV			
4.47.11	資材		規格	0	備考	
	再生加熱アスファ		生密粒度アスコン(13)	府道取作 付工	寸工、市道取	
	再生クラッシャラ	ラン RC-	-40	路盤材、	舗装材	
3. 建設資材等の	用方は、	監督職員と協議し 放底及び、適切な保 計画 シクリート、コンク を工計画書に基づい。 は、法令等にない。 は、は他進士、たは選発生土、たは は、またはでする。 は、法令等にない。 は、法令等にない。 は、法令等にない。 は、法令等にない。 は、法令等にない。	、再生資源利用促進 い。	る建設資料 等に基づきません。 を工事現場 ト場の工事の トリカーでである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対、木材、アス き、再生資源利 いばならない。 場の公衆が見や クリート塊、建 般出合め監督職 事現場の公衆が	
搬出		これにより難い場	・資材廃棄物等は、次 合は、監督職員と協議		)とする。	
	廃棄物	処理施設名	住所	時間	事業区分	
	アスファルト殻	寺尾道路 (株) 園部リサイクル工場	南丹市園部町上木崎 町峠尻30番地13ほか 5筆	8:00~ 17:00	再資源化施設業者	
	コンクリート殻 (有筋)	共栄建設 (株) 京丹波リサイクルヤンター	京都府船井郡京丹波 町水戸白次郎13番ほ か10筆	8:00~ 16:30	再資源化施 設業者	
	コンクリート殻 (無筋)	寺尾道路 (株) 園部リサイクル工場	南丹市園部町上木崎町峠屋30番地13ほか	8:00~ 17:00	再資源化施 設業者	

京都府船井郡京丹波

8:00~

再資源化施

設業者

京丹波リサイクルセ 町水戸白次郎13番ほ 8:00~ 16:30

か10筆

共栄建設 (株)

ンター

コンクリート殻

(Co二次製品)

項目			•	摘要
			•	加安
4. 特定建設資材 の分別解体等	本工事における特定次のとおりである。	達設資材の工程ごと	の作業内容及び分別解体等の方法は	
	工程	作業内容	分別解体等の方法	
		仮設工事	□手作業	
	ご (1)仮設   と	■有□無	□手作業・機械作業の併用	
	の ②土工	土工事	□手作業	
	作 ———	■有 □無 基礎工事	■手作業・機械作業の併用 □手作業	
	業の基礎	■有 □無	■手作業・機械作業の併用	
	容 及 ④本体構造	本体構造の工事	□手作業	
	び	■有□無	■手作業・機械作業の併用	
	解 ⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
	方	その他の工事	□手作業	
	法 ⑥その他	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用	
5. 土工				
(1) 掘削	   1) 掘削土は埋戻し及	び盛土に流用する。		
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		注意して施工するものとする。	
			響が発生又は、そのおそれが認めら	ħ
		いに監督職員と協議す		~
	230日は、佐てい		- J U V Z J - J 0	
(2) 埋戻し及び	1 ) 畑戸)及び成土と	- 一屋の仕上がり厚く	が30cm以下になるようにまき出し、	協
, , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			旭
盛土			固めなければならない。	. 7
			、一層の仕上がり厚が30cm以下とな	
		/、施上条件に合った	小型締固め機械で十分に締固めを行	わ
	なければならない。			
	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	,,	均一に支持できるように浮き石等を	除
	去して平滑に仕上げ			
	4) 既設水路等撤去後	の埋戻し		
	① 埋戻しに先立ち	o、たまり水等を排除	じドライな状態での施工を心掛ける	2
	と。			
	② 堆積土等が基盤	生として適さないと	思われる場合は、監督職員と協議す	る
	ものとし、軟弱土	:等を基盤内に混入さ	せてはならない。	
	③ 埋戻しは、良質	(土を一層の仕上がり	厚さが30cm以下となるようまき出し	<u></u>
	十分に締固めなけ	ればならない。		
(3) 石積みの処	1) 従前のほ場を形成	している石積みは、	土工作業時に撤去集積し、表土に混	:入
理	することが無いよう	注意して作業するも	のとする。	
			石礫等については、ほ場基盤や道路	路
			響のない場所に慎重に処理するもの	
	'' '' '		員と協議するものとする。	
			ているが、コンクリートが付着した	練
			の上、適切に処分するものとする。	WIN .
6. 整地工				
0. 登地工   (1) 表土扱い	1) /ナギ版 N /佐業治/2	・ 従前は担1第业も	:り1点以上の表土厚を計測し、結果	. た
(工) 公工办(				ے: ـ
1	拟りよとめ〔監督職	:員に提出するものと	9 🔾 。	

項目	内容	摘要
	なお、計画は場1筆当たり1点以上について、監督職員の立会確認を行うものとする。  2) 表土厚は各筆とも15cm以上と想定しているが、15cm以上確保できないと想定される場合は、監督職員と協議のうえ、地元関係者等の確認を受けるものとする。  3) 表土はぎにあたっては、畦畔土と混ざらないよう注意するものとする。また、はぎ取った表土は、各計画は場に集積・仮置きした上で、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。なお、仮置中は、表土以外の土砂が混入しないように注意するものとする。  4) 埋蔵文化財調査等ではぎ取った表土は、監督職員の立会確認を行った上で集積・仮置きするものとする。	
(2)基盤切盛	<ol> <li>設計図書に示してある計画田面標高は目標数値であり、仕上がり標高ではないが、逆田とならないよう施工しなければならない。</li> <li>基盤切盛は原則として耕区内流用とするが、逆田となる場合は、耕区外より流用を行い逆田修正しなければならない。</li> <li>基盤切盛については不同沈下を防止するために30cmごとに層状にまき出し転圧するが、土質、含水状況に応じて監督職員と協議するものとする。</li> <li>切盛後において基盤面、又は法尻に湧水等が出た場合は、監督職員と協議し、排水処理をした後でなければ、基盤整地をしてはならない。</li> <li>雨天時には基盤切盛り作業を中断しなければならない。また、工事を再開又は終了するときは水切り作業を行いドライな状態での施工を心掛けなければならない。</li> <li>切土の場合は切り過ぎないように注意するとともに、切土面に湧水やすべり面などの異層のあることが発見された場合は、直ちに作業を中止して、対策を講じるとともに監督職員に報告しなければならない。</li> <li>切土基盤において岩盤や旧河川の氾濫などによる石礫層等が出現した場合は、詳細について監督職員と協議するものとする。</li> </ol>	
(3)畦畔築立	1) 畦畔の築立は原則として基盤整地前に施工するものとする。 2) 畦畔用土に適する土の現地採取ができない場合は、監督職員と協議するものとする。	
(4)基盤整地	1) 基盤均平作業は、不陸が生じないよう、細心の注意を払って仕上げなければならない。 2) 石礫の除去は基盤均平を行う範囲とし、おおむね直径5cm以上を5m3/10a想定している。なお、石礫除去の数量は監督職員に報告するものとする。	
(5)表土整地	<ol> <li>整地仕上げは、原則湛水均平工法とし、用水取水口側が高くなるよう、仕上げなければならない。なお、湛水均平作業により難い場合は、作業前に監督職員と協議しなければならない。</li> <li>表土戻し後湛水均平を行う場合は、湛水深は必要以上に深くしてはならない。</li> <li>ふれ水により畦畔崩壊が生ずる場合があるため、使用機械のスピードや排土板の扱いに注意するとともに、崩壊を防止するため所要の処理を講ずるものとする。また、整地後の湛水は排水路へ排水せず地下浸透させる等、濁水によるトラブルが生じないよう注意すること。</li> </ol>	

項目	内容	摘要
(6)湧水処理	本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方	3173
	法について監督職員と協議するものとする。	
7. 進入路工	1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。	
	2) 進入路は、十分に締め固め、所定の勾配で仕上げなければならない。また、	
	道路との取付部は、滑らかに擦り付けるものとする。	
	3) 進入路は敷砂利を行わないものとする。	
8. 一筆取水工及	1) 詳細な設置位置は、監督職員の指示を受けるものとする。また、一筆取水工	
び一筆排水工	の配管長は、耕作に支障のない長さに仕上げるものとする。	
	2) 一筆排水工周辺は、湛水後に漏水や崩壊の原因にならないよう、埋戻し土の	
	土質にも留意したうえで、入念に埋戻しを行わなければならない。	
9. 用水路工	設計図書に示す用水路の標準図は、原則として耕区の中央を示しているが、左	
(1) 共通事項	右の計画田面高が異なる場合は、各ほ場の取水に支障のないように配置しなけれ	
	ばならない。	
(2)用水路	1) 現地状況により水路の基準勾配が著しく変わる場合は、断面、構造の変更を	
	伴うことがあるので監督職員と協議するものとする。	
	2)盛土及び埋戻し部に水路を布設する場合は、不同沈下による水路の中だる	
	み、陥没がないよう、特に留意して施工するものとする。	
	3) フリューム類の布設は計画勾配及び規定断面に掘削し、十分な基盤面仕上げ	
	の後に布設するものとする。	
	継手はつぼ掘りを行い、フリューム底に集中荷重がかからないように施工するものとする。	
(3)管水路	│ │ 1 )管及びジョイントに偏圧や無理な荷重・衝撃を与えないよう埋戻すととも	
	に、逆勾配にならないよう十分注意して施工しなければならない。	
	2) 施工中の管への土砂流入を防ぐとともに、布設作業を一時中断する場合は、	
	汚水等の流入を防ぐこととする。	
	3) 管頂までの管側部の埋戻しは両側均等に、曲線部にあっては外側から行い、	
	タコ等で十分に締固めなければならない。	
(4)漏水防止	1) 供用後の漏水を防止するため、特に継手部のフリュームタイト設置による止	
	水及び桝構造物と水路の接続部の止水について慎重に施工を行い、水密性を確	
	保するものとする。	
	2) 水路完成後、漏水の有無を確認するため、通水を行う場合がある。	
	3) 施工状況や出来形確認により水密性に支障があると考えられる場合は、協議	
	の上、再施工を命じる場合がある。	
10. 排水路工		
(1) 共通事項	設計図書に示す排水路は、原則として耕区の中央を示しているが、左右の計画	
	田面高が異なる場合は、各ほ場の排水に支障のないように配置しなければならな	
	l'o	
(2)排水路	   1) 落差工の施工に当たっては、基盤を過掘しないようにしなければならない。	
	2) 柵渠類の布設は、アームを中心線に直角に布設し屈曲することのないよう施	
	工しなければならない。	

項目	内容	摘要
供日	3) 水路急流部、鋭角部及び合流枡付近において、張コンクリート、植生土のう等による法面補強またはコンクリート蓋等による水はね防止などの措置が望ましいと考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。	1 向安
11. 道路工 (1)路体・路床 工	1) 盛土材は基盤土のうち礫分を多く含む土の流用を行うものとする。 2) 上記材料が盛土材として不適切と想定される場合は、使用に先立ち監督職員と協議するものとする。 3) 路体盛土は一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。 4) 路床盛土は一層の仕上がり厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。	
(2)敷砂利	敷砂利は再生クラッシャラン (RC-40) により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物 (ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等) をなるべく含まない材料を使用するものとする。なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。	
(3)アスファル ト舗装工	1)マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)120%%/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 2)表層工は施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 3)舗装に先立ち、現場でのCBR試験が必要な場合は、監督職員から位置や箇所数について指示するものとする。	
第10章 施工管理 1. 主任技術者等 の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
2. 施工管理 (1)工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
(2)施工管理の 追加項目	1) 土木工事施工管理基準別表第1を次のとおり変更する。       工種     項目     管理基準値(%)     規格値(%)     測定基準       表土扱い     厚さ     + 20     - 0     変更なし	
(3) 工事現場等	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する	

項目	内容	摘要
における遠 隔確認につ いて	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
第12章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体 (CD-RもしくはDVD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. CORINSへの登 録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3)週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	

項目	内容							
	4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。							
	① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。							
	② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週							
	休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、							
	表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの							
	とする。							
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する							
	ものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。							
	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認でき							
	ない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を							
	行うものとする。							
	⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。							
	5)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を							
	行う場合には、受注者は協力するものとする。							
	6)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補							
	正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費							
	正係数により、为務負、機械経負(貝科)、共連収設負(平分)、現場官理負(率分)を補正し設計変更を行うものとする。							
	①補正係数	友父を行 プものこ	9 <b>3</b> 0					
	<b>上</b> 開上係数		4週7休以	L 12E	6休以上			
	項目	4週8休以上	4週7休以_		7休未満			
		28.5%(8日/28日)	25%(7日/28		(6日/28日)			
	現場閉所率	以上	以上28.5%		:25%未満			
	労務費	1.05	1. 03		1. 01			
	機械経費(賃料)	1.04	1.03		1.01			
	共通仮設費 (率分)	1.05	1. 04		1. 03			
	現場管理費(率分)	1. 07	1.05		1.04			
	②補正方法							
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じ							
	ている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場							
	合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経							
	費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用							
	いて補正し、請負代金	額を減額変更する	る。なお、4	週6休に満7	たないもの及			
	び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかった							
	もの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積							
	算の補正分を全て減ずるものとする。							
	7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっ							
	ては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。							
	h tl.	F./\		補正係数	OFF all Did			
	名称	区分	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上			
				4週8休未満	4週7休未満			
	鉄筋工(太径鉄筋を含む	む)	1.05	1.03	1.01			
. 熱中症対策に 係る費用の計上	1) 本工事は、次の熱中 対応する試行工事であった。 ア 遮光ネット(足場)	る。		<b>《</b> 費用等を設	計変更により			
		に双旦りるもりに	えの)					
	イドライミスト	_ //:>						
	ウ 暑さ指数(WBG)	T値)の計測装置 字なよる系は表は						

2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記

項目	内容				
	載し、監督職員へ提出する。 3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト (URL: https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。				
5. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算にのみ適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。				
第13章 情報化施工技術の活用について	1)適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(令和5年4月農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。  「情報化施工技術 基盤造成、表土整地 2. TLS出来形管理技術 基盤造成、表土整地 3. 出来形管理目析 S技術 基盤造成、表土整地 3. 出来形管理用TS技術 基盤造成、表土整地 4. MC/MG技術 表土扱い、基盤造成、表土整地 2)協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。なお、情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等については施工計画書に記載するものとする。 3)施工計画 受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等については施工計画書に記載するものとする。 4)情報化施工技術に係る貸与資料 基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。				
	貸与資料 備考 1 本梅工区測量成果簿				

項目	内容				
	2 図面のCADデータ  5)確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TSを準備しなければならない。  6)電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。  7)情報化施工技術活用工事の費用 ① 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 ② 受注者は、発注者からの歩掛見積り等調査について、協力しなければならない。				
第14章 公共事業 関係調査に 対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。				
第15章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。				
第16章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。				